

「第 4 章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方（案）」 についての各委員よりの意見

各委員より提出いただいた意見と回答は、以下のとおりです。

※類似意見はまとめて記載してあります。また、文中における「資料 2」は、第 5 回会議において配布した「資料 2 第 4 章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方（案）」を指します。

意見 1

基本目標 1 すべての子どもの健やかな成長を支えます

基本施策：「就学前教育・保育の質の向上」（第 5 回会議資料 2-P6～P7）

「多様な保育サービスの充実」（第 5 回会議資料 2-P8～P9）

「子どもの生きる力の育成」（第 5 回会議資料 2-P11～P12）

- (1) 第 5 回会議資料 2-P7 の《主な事業》「保育士の資質向上」について、「幼稚園教諭」を追加すること。

回答：本日配布の資料 2-P27 施策の内容②「保育士・幼稚園教諭の質の向上」に“幼稚園教諭”を追加。

- (2) 第 5 回会議資料 2-P9 の《主な事業》「保育園の園開放」について、「幼稚園」を追加すること。

回答：本日配布の資料 2-P39 施策の内容③「地域子育て支援拠点事業の充実」の《主な事業》に“幼稚園等における園開放”を追加。

- (3) 第 5 回会議資料 2-P12 の《主な事業》「保育士の定期的な小学校への派遣」に「幼稚園教諭」を追加すること。

回答：本日配布の資料 2-P32 施策の内容①「幼保小中の連携強化」の《主な事業》に“幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣”を追加。

- (4) 上記に合わせて、資料本文中の関係箇所「幼稚園」又は「幼稚園教諭」を追加すること。

回答：幼稚園及び幼稚園教諭が該当する内容の部分には、必要に応じてそれぞれ文言を追加。

意見2

基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を支えます

基本施策：「児童の健全育成」（第5回会議資料2-P10）

施策の内容「放課後児童クラブ」について、以下の項目を検討すること。

- (1) 職員配置の充実

回答：本日配布の資料2-P30 ①児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、「利用児童数に応じた適正な職員配置に努める・・・」と記載した。

- (2) 職員の資質向上

回答：利用する子どもたちの健やかな成長を図るため、本日配布の資料2-P30 ①児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、「職員のスキルアップのための情報提供を行います」と記載した。

- (3) 施設整備等良質な環境の確保

回答：放課後児童クラブは、学校の空き教室などを利用して運営を行っているが、施設が老朽化や手狭になっていることから、本日配布の資料2-P30 ①児童館・児童センター、放課後児童クラブ等において、「老朽化や狭くなった放課後児童クラブは計画的に整備します。」と記載した。

- (4) 職員の処遇改善と確保

回答：児童館・児童センター、放課後児童クラブの運営は、市ではなく指定管理制度により行っている。処遇改善は指定管理者により検討いただく内容であることから、この計画への記載は難しいと考える。

- (5) 延長保育の円滑な運営

回答：放課後児童クラブにおける延長保育は、施設ごとに対応が異なっている。平日午後7時以降の児童の受入れ等については、各指定管理者との調整が必要であることから、この計画への記載は難しいと考えた。

(6) 障がいのある児童の受け入れ

回答：本日配布の資料 2-P 35「①障がいのある子どもへの支援の充実」において、広範囲な記述となっているが「・・・障がいの特性に応じた放課後の生活支援のために施設職員の配置と研修、施設整備の充実を図ります。」と記載した。

(7) 幼保小の連携強化

回答：本日配布の資料 2-P 32「①幼保小中の連携強化」において、児童館・児童センター、放課後児童クラブの名称は出てこないが、運営の中で対応していきたいと考えている。

(8) 放課後児童クラブを通じた子育ての仲間づくり

回答：本日配布の資料 2-P 30「②児童・青少年の健全育成の推進」と P 42、42「①子育て家庭を応援する環境整備」において、地域コミュニティで子どもを育てる仲間づくりという視点で記載をした。

(9) 利用促進を図るためのハード・ソフトの機能強化

回答：(1)、(3) の内容と同様と考える。

(10) 施設利用料の検討、低所得層への施設利用減免

回答：消費税率の上昇と関係する内容であり、現段階で未確定の部分が多いことから、記載は難しいと考える。

(11) 保育に関する適正規模

回答：一つの施設の適正規模は、条例において、概ね 40 人以下と定めた。条例で基準を定めたことから、ここでの記載はしないこととした。

(12) 学区ごとによる保育サービス格差の解消

回答：児童クラブと学童保育所において利用料に差があること、児童館・児童センターが未設置の小中学校区があることが背景にある。この点については、計画に記載していない。利用料の差については(10)と同様の理由で記載していない。

児童館・児童センターは、今後、新たな施設の設置を予定していない。国が新たに策定した「放課後子ども総合プラン」で、すべての小学生が利用できる放課後子供教室について定めている。放課後子供教室は、児童館・児童センターに近い施設と考えられ、市で今後検討しなければなら

らない内容があることから、本日配布の資料 2-P 30 ①児童館・児童センター、放課後児童クラブ等に記載した。

(13) 児童館・児童センターと放課後児童クラブの目的・役割の整理

回答：上田市の児童館・児童センターは、放課後児童クラブの役割の一部を担っている。保護者からの需要も多く、現在、この内容について変更する予定がないことから計画には記載していない。

なお、今回の計画に記載していない内容については、今後、市において検討しないということではないことから、必要に応じて関係者と話し合い、方向性を出していきたい。

意見 3

基本目標Ⅱ きめ細やかな支援で、子どもや家庭を支えます

基本施策：「支援が必要な子ども・家庭への支援の充実」

(第 5 回会議 資料 2-P 13～P 16)

・第 5 回会議資料 2-P 15 施策の内容②「児童虐待防止対策の充実」について、虐待を行った親（大人）を対象とする更生プログラムの作成及び実施を素案に盛り込むこと。

回答：児童虐待加害者についての更生プログラムの作成及び実施については、県児童相談所の管轄する内容である。この計画は、上田市の子育て支援について定めるものであることから、記載は行わないこととしたい。市としては、児童養護施設から子どもが各家庭へ復帰する際に、各家庭の個別事情と必要性に応じた支援を県児童相談所とともに実施していく。

以上